平成２６年（フ）第６４号
大阪府富田林市川面町２丁目２番27号307
債務者　福田　和弘
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
堺市南区新檜尾台３丁１番８―706号
債務者　寺田　洋平
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
堺市堺区香ケ丘町１丁７―18アゼリア香ヶ丘403、住民票上の住所大阪府大阪狭山市東野西１丁目1009番地108号
債務者　逸見　茂和
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
大阪府藤井寺市林５丁目２番47号406号、前住所大阪府藤井寺市林２丁目６番47―301号
債務者　豊田　知明
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
堺市北区百舌鳥本町１丁60番地２
債務者　細川　秀夫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６号
北海道空知郡南幌町南19線西18番地
債務者　松田　佳織
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５４号
盛岡市玉山区好摩字上山３番地160　メゾンイーストＢ号
債務者　村山　絹子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５５号
盛岡市西青山３丁目13番30号　コーポ田中８号
債務者　鈴木　信恵（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６９号
盛岡市緑が丘３丁目16番10号
債務者　葛西　由妃
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７０号
盛岡市桜台３丁目14番６号
債務者　大宮あゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目３番11号
債務者　飯塚　裕治
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２２号
静岡県富士市依田橋町12番11号　ベルウッドＣ―201号、前住所静岡県富士市松岡168番地の７
債務者　遠藤　和哉
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５２号
愛知県一宮市桜３丁目３番８号
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５３号
愛知県一宮市桜３丁目３番８号
債務者　千田　夕子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４号
香川県高松市屋島西町2287番地４　シャインポート屋島Ｂ102号
債務者　平井紀久代（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０号
福岡県大牟田市瓦町57番地１
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５２号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区38棟1008号
債務者　亀田　令子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係